

## (11) 浸透ゾーン等の施設の維持管理

浸透ゾーン等の施設の維持管理については、沖縄県土木建築部「赤土等流出防止対策技術指針（案）」に基づき計画することとし、詳細については、各現場条件に応じた管理マニュアル等を作成し、適切に行うものとする。

### ① 計画どおりの浸透能を維持していくための浸透ゾーンの管理

浸透ゾーンへは、場内で設置される仮設調整池において自然沈降により濁度低減を図るとともに、ろ過沈殿処理施設を経由して、地下浸透させることで、工事区域内の雨水を処理するものである。

#### ア) 浸透ゾーンの管理

- ・ 降雨後、赤土等が堆積している場合は、必要に応じて除去するなど、適切な維持管理を行う。除去した堆積土砂は、緑化等の客土として流用する。
- ・ また、降雨後は浸透ゾーン底面の敷き砂が流動していないか等を点検し、必要に応じて補修するなど、適切な維持管理を行う。

#### イ) 場内仮設調整池及びろ過沈殿処理施設の管理

ろ過沈殿処理施設は、浸透ゾーンの直前に設置し、浸透ゾーンに流入する濁水の濁度を 200mg/L 以下に低減する機能をもつものである。

- ・ 浸透ゾーンの流入口で濁水の濁度が目標値を満足するか管理する。
- ・ ろ過沈殿処理施設は、その機能が保たれるよう、降雨後は点検し、劣化が認められる場合は、ろ過材を替えるなど、適切な維持管理を行う。
- ・ 場内仮設調整池は、流入土砂の除去を行う等適切に点検管理を行う。

#### ロ) ろ過沈殿処理施設と浸透ゾーンを結ぶ導水路や沈殿池等の管理

場内で発生する濁水をろ過沈殿処理施設から浸透ゾーンに導水する機能をもつものである。

- ・ 降雨後、導水路や沈殿池等に赤土等が堆積している場合は、必要に応じて除去するなど、適切な維持管理を行う。除去した堆積土砂は、緑化等の客土として流用する。

### ② 降雨前の集水施設の点検

降雨前の集水施設については、点検簿を整備し、施設の維持管理に活用する計画である。

#### ア) 浸透ゾーンの点検

- ・ 浸透ゾーン底面の敷き砂の厚さ等が適切であるか点検し、必要に応じて維持管理補修を行う。
- ・ 浸透ゾーンの築堤に崩れはないか等点検し、必要に応じて維持補修を行う。
- ・ 濁水の受け入口で流速が減勢される状態か等点検し、必要に応じて維持補修を行う。